

# 「農業振興地域整備計画」の総合的な見直しを行います

## 《8月以降1年間程度 農振除外の手続きができなくなります。》

市内の優良農地は、「農業振興地域整備計画」に基づいて保全されています。この計画はおおむね5年ごとに基礎調査を行い、それに基づいて、必要があれば見直しを行うことになっています。

この計画で設定されている農業振興地域内の農用地は、原則として農地の転用が認められていないため、土地を農業以外の目的で利用する場合には、事前に農業振興地域内の農用地からの除外（「農振除外」と呼んでいます）の手続きが必要です。

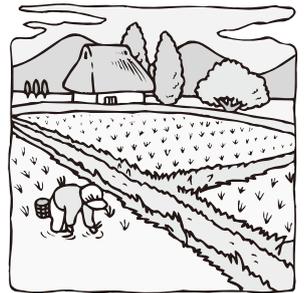
「農振除外」の受付は例年4月下旬、8月下旬、12月下旬を期限に行っていますが、計画の総合見直しに着手すると、1年間程度、「農振除外」手続きの受付ができなくなります。

そのため、平成25年度から翌26年度にかけて、住宅の建築など、農地の転用を予定している場合は、平成25年8月21日までに「農振除外」の手続きを行ってください。

なお、農振除外要件を満たしたうえで、農地法をはじめ、その他の法令の許可見込みがないと除外はできませんので、土地の選定は十分に検討してください。

詳しくはお問い合わせください。

【申込み・問合せ】農政課（内線541）



平成25年度

## 児童手当現況届を提出してください

児童手当を受ける方は毎年6月に「現況届」の提出が必要となります。提出書類を確認の上、ご持参ください。（現況届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください）  
提出が必要な方には、「現況届」を郵送しています。

- ◎受付期限 6月28日（金）まで（土日を除く）
- ◎受付場所 笠間市役所本所ロビーまたは各支所福祉課
- ◎受付時間 午前9時～午後5時

混雑が予想されますので、事前に必要事項を記入してご持参ください。

なお、次の日付のみ受付時間を午後7時30分まで延長します。

岩間支所 6月25日（火）／本所 6月26日（水）／笠間支所 6月27日（木）



- ◎提出書類 各ご家庭に郵送する「現況届」に加え、必要に応じて添付書類の提出が必要です。（詳細はお問い合わせください）

厚生年金等に加入している方は、健康保険被保険者証の写しを、現況届裏面にのり付けしてください。  
公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。

【問合せ】子ども福祉課（内線164） 笠間支所福祉課（内線72131） 岩間支所福祉課（内線73172）

6月に入り梅雨を迎える時期もありますが、アジサイや緑の美しい季節でもありますね。そして「ジュニア・ブライド」。6月の花嫁は「幸せになれる」と言われています。そんな幸せな結婚をされた皆様!!この機会に保険の見直しを考えてみませんか?

新しくできた家族のために用意したい住宅購入資金や死亡保障、子供が生まれた場合の教育資金の準備など;結婚をすると、必要な保障や準備する資金が今までとは変わってきます。保険は自分のために準備するものでもありますが、守るべき家族のために加入するものでもあります。結婚をした場合には、独身時代には加入していた保険を見直し機会となりますし、お子様ができた場合には保障を厚くする必要があります。

また、社会人になった時や起業した時、近々定年を迎える時など保険の見直しの機会はそれぞれです。自分の保険はどうか?そう思った時が、一番の見直しのタイミングです。この機会に、一度ご自身の保障内容を確認してみたいかがでしょうか?保険の見直しは早ければ早いほど良いですよ。

6月30日までに「広報かさま」を見たご予約すると来店相談料が無料に。2回目以降の相談も無料です!(通常3,150円)

結婚おめでとう!!

【広告】「保険の見直し」

**保険クリニック**  
hoken clinic  
友部スクエア店  
〒309-1716  
笠間市住吉1364-1  
ご相談予約・お問合せは  
☎0120-650-121  
営業時間 10:00~20:00